

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年3月までの期間及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月から3年3月まで
② 平成3年9月

申立期間①については、A社会保険事務所(当時)から未納保険料の督促の通知(納付書同封)が郵送されてきたので銀行で納付した。

申立期間②については、保険料をB市役所で納付書により納付したか、又はその時期から始めた銀行の口座振替で納付したと思う。納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は9か月、申立期間②は1か月といずれも短期間であるとともに、申立人は、申立期間及び免除期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、A社会保険事務所から未納保険料の督促の通知が郵送されてきたので銀行で納付したという申立人の記憶は具体的であり、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間②については、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであることを踏まえると、申立期間についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月20日

A社において申立期間に支払われた賞与に係る記録が厚生年金保険の記録から抜けている。支給された賞与からは、厚生年金保険料が控除されていた。調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び申立人が所持する給与明細書により、申立人に対し、平成19年6月20日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳及び給与明細書に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月3日に、申立期間当時に事務手続を誤ったとして賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 680

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和37年3月1日、資格喪失日は39年5月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和37年3月から38年9月までを1万8,000円、同年10月から39年4月までを2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月1日から39年5月1日まで

私は、昭和37年2月から39年4月まで、B市出身の事業主が経営するCのD社に籍を置いていた。厚生年金保険には、同社において加入していたはずなので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年3月1日から39年5月1日までの期間については、D社の関連会社であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人と同姓同名で生年月日が一致する基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録(昭和37年3月1日資格取得、39年5月1日資格喪失)が確認できる。

また、D社の元事業主の親族及び元従業員は、「申立人は、D社ではなく、同社の関連会社であるA社に籍を置いていた可能性がある。」と証言をしている上、申立人の妻もA社の名称を記憶していることから、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人の被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和37年3月1日、資格喪失日は39年5月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和37年3月から38年9月までを1万8,000円、同年10月

から 39 年 4 月までを 2 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 37 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日より前の期間については、D 社の元事業主の親族及び複数の元従業員に聴取しても、申立人の同社（又は、A 社）における勤務実態について確認できない上、ほかに、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答があった。

しかし、地元出身のA市の職員二人が自宅を訪れ、国民年金保険料を納付するよう説得するので、申立期間の保険料を1年分ずつ、妻が職員に手渡した。その職員は、「領収書は後で発行する。」と説明したが、その後も発行されなかったため、今から23年ぐらい前と数年前にA市に相談に行ったが聞き入れてもらえなかった。申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その妻及び同居の義父母と共に、昭和36年3月16日に払い出されていることが確認できるが、これらの者の国民年金被保険者台帳の納付記録を確認したところ、妻及び義母は、申立期間が未納、義父は、申立期間のうち37年12月までの期間が未納と記録されており、これらの記録はオンライン記録と一致する。

また、申立期間の国民年金保険料を世帯分まとめて納付していたとする申立人の妻は、「申立期間の国民年金保険料を、自宅へ納付勧奨に来た二人のA市職員に、同居家族の分を年度分まとめて二度手渡した。」と供述しているが、これらの職員は、申立期間当時、それぞれB県及びA市の職員であったことは確認できるものの、いずれも当時、国民年金保険料の徴収事務には携わっておらず、当該職員らが申立期間の保険料を収納したことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の昭和36年度及び37年度の国民年金印紙検認記録欄を確認したところ、保険料の納付を示す検認印が無いまま、

国民年金印紙検認台帳が切り取られており、同台帳が切り取られた年月日と推認される「38.10.29」の文字が、同記録欄の欄外に記されていることなどを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは推認し難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から同年8月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答があった。

しかし、地元出身のA市の職員二人が自宅を訪れ、国民年金保険料を納付するよう説得するので、申立期間の保険料を含む同居の家族の保険料を1年分まとめて職員に手渡した。その職員は、「領収書は後で発行する。」と説明したが、その後も発行されなかったため、今から23年ぐらい前と数年前にA市に相談に行ったが聞き入れてもらえなかった。申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫及び同居の父母と共に昭和36年3月16日に払い出されていることが確認できるが、このうち国民年金被保険者台帳が保管されている父母の納付記録を確認したところ、父母は申立人と同様に申立期間は未納と記録されており、これらの記録はオンライン記録と一致し、申立人の夫も、オンライン記録上、申立期間は未納とされている。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を、自宅へ納付勧奨に来た二人のA市職員に、同居家族の分を年度分まとめて手渡した。」と供述しているが、これらの職員は、申立期間当時、それぞれB県及びA市の職員であったことは確認できるものの、いずれも当時、国民年金保険料の徴収事務には携わっておらず、当該職員らが申立期間の保険料を収納したことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の昭和36年度の国民年金印紙検認記録欄を確認したところ、保険料の納付を示す検認印が無いまま、同台帳が切り取られた年月日と推認される「38.10.29」の文字が、同記録欄の欄外に記されていることなどを踏まえると、申立人は、申立期間の保険料を納付していた

とは推認し難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年4月まで
大学を卒業後、両親の勧めで国民年金に加入した。加入手続及び保険料の納付は母親が行ってくれており、現在所持している年金手帳には申立期間の加入記録の記載がある。
申立期間の納付記録が無いことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、婚姻後の昭和52年10月25日に払い出され、同年10月1日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、その所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄の余白に申立期間が強制加入の被保険者期間と記載されていると主張しているが、同欄の所定の「保険者となった日」欄及び同手帳の「初めて被保険者となった日」欄には、いずれも「昭和52年10月1日」と記載されていることから、申立人が主張する記載事項が公式記録とは考え難く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付等に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとされる申立人の母親は既に死亡している上、申立人の父親も高齢のため証言を得ることができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から51年6月まで
父親が私の国民年金保険料を納付してくれていたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年7月21日に申立人の姉と共に連番で払い出され、48年9月19日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることが確認できることから、この時点では、申立期間のうち48年9月から49年3月までの国民年金保険料は制度上、時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人の姉についても申立期間の保険料は未納の記録であり、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年7月から申立人及びその姉の保険料は納付済みの記録とされていることが確認できる。

さらに、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人の父親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 1 日から 26 年 6 月 20 日まで
中学校を出てすぐに個人商店であるA店に勤務した。

当該事業所は事業主を含めて3人の個人事業所であり、自分は自転車でBを配達していた。健康保険に加入していたように記憶しているので、当然、厚生年金保険にも加入していたはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A店は事業主を含め3人の個人事業所であった。」と申し立てており、当時、当該事業所は厚生年金保険の強制適用事業所としての要件を満たしていなかったものと考えられる上、オンライン記録においても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらなかった。

また、当該事業所の事業主は既に死亡しており、申立人に係る勤務実態及び年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 682

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 15 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 39 年 9 月 15 日に A 事業所管内の B に採用され、直ちに就業した。当初は日給制で、月に 2 回の給料払いであったが、採用後継続して厚生年金保険料を支払っていた。
ところが、加入記録を見ると、申立ての 2 か月間の空白が生じており、納得できないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 法人から提出された人事記録により、申立人が A 事業所において、昭和 39 年 9 月 15 日に臨時雇用員（甲）として採用（B に配属）され、40 年 3 月 1 日に試用員となり、同年 5 月 1 日に職員に任用されていたことが確認できる。

しかし、当該法人に照会したところ、「A 事業所が『臨時雇用員等社会保険事務処理規程』に基づき厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 11 月 1 日であるが、申立人に係る資格取得届の提出時期を確認できる資料等は廃棄済みである上、申立期間当時は勤務地ごとに厚生年金保険への加入手続を実施していた。」と回答していることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについて確認することはできなかった。

また、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人と同日に同局に採用され、同じ B に配属された同僚 3 名の厚生年金保険被保険者記録は、申立人と同様に、昭和 39 年 11 月 1 日が資格取得日と記載されており、うち 1 名は、「厚生年金保険の加入日は、入社日より後となっているが、臨時雇用員として採用された最初の 1、2 か月、試用期間があったと思う。」と回答している。

さらに、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証によると、初めて資格を

取得した年月日が昭和 39 年 11 月 1 日と記載されており、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（紙台帳）の記録とも符合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から平成 5 年 10 月 1 日まで
A社B工場に勤務していた期間において、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額と相違しているため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場のC製造事業部に勤務し、厚生年金保険に加入していた昭和61年10月に標準報酬月額が36万円から30万円に減額され、36万円の標準報酬月額に戻ったのは平成5年10月となっているが、バブル崩壊により日本国内の経済情勢が悪化した時期は平成2年の後半ごろであることから、昭和61年10月に標準報酬月額が減額されることは考えられないと申し立てている。

しかしながら、当該事業所の当時の人事部長は、「昭和61年に、D国への輸出製品（C）の生産が減少し、海外工場への移設も増加したことにより、休日出勤、残業時間等が大幅に減少した。私自身の標準報酬月額の記録もこの時期には下がっている。また、A社B総務人事センターが保管している給与等関連資料等を確認したところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、社会保険庁（当時）の記録どおりである。」と証言している。

また、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた複数の同僚の標準報酬月額の記録は、申立人と同様に、昭和61年10月から減額されており、申立人とほぼ同額で推移していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが減額されているという事情は見当たらない。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額の記事内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して訂正された形跡も無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。